

相続預金の払戻しと債権の準占有者に対する弁済

一. 本日の相談

信用金庫の法務部に勤務する公平の下には、毎日のように様々な相談が持ち込まれている。本日は、ある支店の窓口で相続人の一人に預金の払戻しをしたところ、預金者は既に亡くなっており、別の相続人から自らの相続分の支払いを求められているという事案について、支店長からの相談があった。

公平 詳しく事情を教えてくださいませんか。
支店長 はい、亡くなったAさんは高齢で、普段から娘のYさんが預金の管理をしており生活費を下ろしたりしていました。今回は、Aさんの預金二〇〇〇万円のうち三〇〇万円を下ろすとのことだったため、窓口担当者は、社内規定に従って本人確認書類を確認し、届出印を慎重に照合し、お金の使い道を尋ねるなどしましたが、問題がなかったため払い戻しを行いました。

しかし、その時、既にAさんは亡くなっていました。Yさんは特にそのことは告げず、窓口担当者はAさんが亡くなったことは知りませんでした。しかし、その二ヶ月後、Yさん

からの届出によりAさんの死亡が確認されたため、本預金について取引停止手続きをとりました。その時点での預金残高は一七〇〇万円でした。

そうすると今度は、別の相続人Xさんが現れて、三〇〇万円の支払いはY自身の相続分の払戻しであって、自分にはA死亡時の二〇〇〇万円の二分の一である一〇〇〇万円について権利があると主張して、その払戻しを求めてきたのです。

公平 預金の払戻しを求めているXというのはどういう関係の方ですか。

支店長 はい、Aさんの夫（Yの実父）は既に亡くなっていますが、実は、Aさんには前夫がおり、その間に生まれた娘がX

さんなのです。Aさんの相続人は、YとXの他にはおりません。なお、Xさんは、前夫が親権者として育てたのですが、前夫との離婚後は、ほとんど交流はなかったようです。

公平 なるほど、姉妹の相続争いに巻き込まれた形という訳ですか。お伺いした事実に基づいて法律関係を整理してみましよう。

二. 相続開始による預金債権の帰属

公平 ご承知の通り、預金は、当金庫に対して預金者が預金債権を有しており、当金庫が債務者となります。そこで、Aが有していた預金債権がどのように相続人に帰属するのをお考えください。

被相続人が亡くなり、相続が開始した場合、相続財産は法定相続分に応じて各相続人に帰属するのが原則です。この点について、判例は金銭その他の過分債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとしています（最判昭和二九年四月八日民集八巻四号八一頁他）。そして、預金債権は可分債権なので、相続開始と同時に各相続人に帰属することになります。

したがって、本件でA死亡後の預金債権二〇〇万円は、一〇〇〇万円ずつXとYに帰属することになると考えられます。

支店長 そうすると、Xの言うとおりに支払わなければならないのでしょうか。公平 いえいえ、そう単純ではありません。

せん。次に問題となるのは、預金債権が各相続人に帰属するとして、本件で相続開始後、Aの預金について取引停止手続きがなされるまでになされた、上記の三〇〇万円の払戻しは、法的に有効かどうかです。

支店長 それは、つまり……

公平 仮に、この払戻しが有効であれば、Aの相続財産の残りは、一七〇〇万円ということになり、Xの相続分はその二分の一になります。

支店長 でも、そんなことが可能なのですか。

三. 債権の準占有者に対する弁済

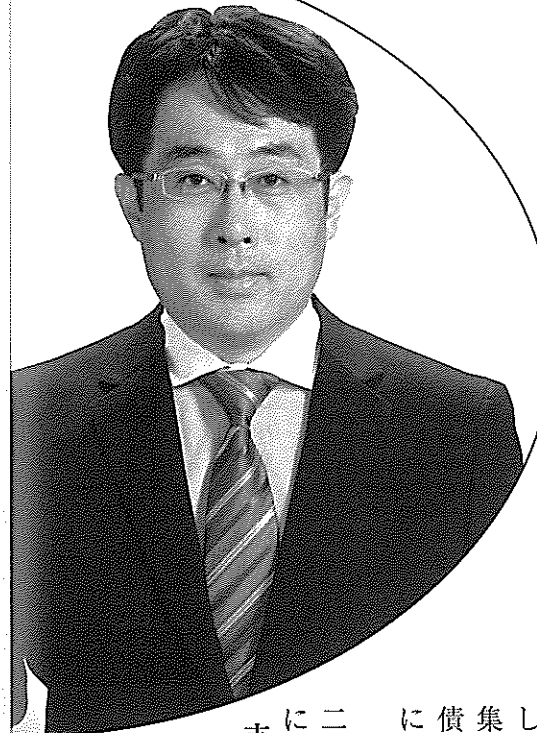
公平 民法四七八条は、①債権の準占有者に対してした弁済は、②弁済者が善意無過失であれば有効とする、と規定しています。支店長 確かに、正当な権利者の外観を有する者に対して行った弁済は保護されるというやつですね。研修で習いました。

公平 まず、①Yが債権の準占有者にあたるのか、準占有者の意義が問題です。この点について判例は「社会一般の取引通念に照らし、真実の債権者またはその代理人もしくは使者であると信ずるに足りる外観を有する者」としています（大判昭和二年六月二二日民集第六巻四〇八頁、最判昭和三七年八月二一日民集一六巻九号一八〇九頁）。

そして、真正な預金通帳と届出印を持参し、これらを使用して払戻請求書に所

〈第21回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士 佐藤 篤志
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。



定の事項を記入し、預金の支払いを求めらる者は、社会一般の取引通念に照らして預金者本人または代理人等としての外観を有すると言って差し支えないでしょう。支店長 それでは、当金庫の弁済は有効になるのですか。

公平 いえ、まだ安心は出来ません。次に、②善意無過失かが問題となります。

そこで検討すると、本件では、①YはAの娘であり、②当金庫はYが娘であることを質問し、身分証明書の住所がAと同一であったことを確認し、また、③これまでもYがAに代わって預金の払戻しを定期的にしており、本件の払戻しを疑うような事情がなかったこと、④YはAの死亡を告げておらず当金庫では相続の開始を知り得なかったこと、⑤窓口担当者は金額が大きかったことからYに用途を尋ね「支払いです」と回答があったこと、等の事情からは、当金庫は十分な注意を持って払戻しを行っており、保護に値す

るので、善意無過失と言えるでしょう。支店長 よかったです。そうすると、三〇〇万円の支払いは民法四七八条を適用し債権の準占有者に対する弁済として有効ということですね。

公平 はい、厳密には、Aは既に亡くなっており、YはAの代理人ではなく、各法定相続人の代理人等としての立場にあったといえるので、民法四七八条の類推適用により「各法定相続人の預金からの払戻しとして有効」ということになるでしょう。

支店長 つまり、その分預金債権は有効に減縮し、残りの一七〇〇万円からXの相続分を払い戻せば良いということですね。早速、支店に戻り、Xに対してはそのように説明させていただきます。

公平 万一、Xが納得しないようでしたら、私からもご説明しますので、ご一報下さい。

四. おまへ

今回は、債権の準占有者に対する弁済に関する裁判例（東京高裁判平成二七年一月二六日金商一四八四号二五頁）を取り上げました。金融機関の実務では昔からよく問題になる条文ですが、本件は、相続もからみ善意無過失の判断が実は微妙な事例でした。実際の事例では、払い戻したお金はAの葬儀費用である旨説明したことも疑われた事案であり、原審では逆にXの請求が認められています。実務上は、様々な場面が考えられますが、慎重さが求められることを改めて認識させられた事例と言えるでしょう。以上